

規則改正等案文一覧

～ 目 次 ～

II 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（6頁）
- 3 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（10頁）
- 4 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（11頁）
- 5 東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（12頁）
- 6 東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（13頁）
- 7 警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（14頁）
- 8 東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（15頁）
- 9 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 10 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（17頁）
- 11 給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）（18頁）
- 12 東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正（20頁）
- 13 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 14 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（22頁）
- 15 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（23頁）
- 16 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（24頁）
- 17 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（28頁）
- 18 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（31頁）
- 19 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（33頁）
- 20 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（35頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の三項を加える。

3 任命権者は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 第三号に規定する職場以外の職場に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）

次のイ及びロに定める時間

イ 一月について四十五時間

ロ 一年について三百六十時間

二 一年において勤務する職場が次号に規定する職場から前号に規定する職場となつた職員 次のイからハまでに定める時間及び月数

イ 一年について七百二十時間

ロ 次号に規定する職場から前号に規定する職場となつた日から当該日が属する月

の末日までの期間（以下「特定期間」という。）が属する月において次号イ、ハ及びニに定める時間及び月数

ハ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一月について四十五時間

(2) 三十時間に当該期間の月数を乗じて得た時間

三 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い職場として任命権者が定める職場に勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一月について百時間未満

ロ 一年について七百二十時間

ハ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たり
の平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六月

4 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものとして任命権者が認めるものをいう。以下同じ。）に従事する職員又は任命権者が定める期間及び場合において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超過して超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超過することとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

5 任命権者は、前項の規定により、第三項各号に規定する時間又は月数を超過して職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超過した部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第七条第三項第三号ハ（同項第二号ロに掲げる場合を含む。）の規定の適用については、同項第三号ハ中「五月の期間」とあるの

は、 「五月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の三項を加える。

3 教育委員会は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一 第三号に規定する職場以外の職場に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）

次のイ及びロに定める時間

イ 一月について四十五時間

ロ 一年について三百六十時間

二 一年において勤務する職場が次号に規定する職場から前号に規定する職場となつ

た職員 次のイからハまでに定める時間及び月数

イ 一年について七百二十時間

ロ 次号に規定する職場から前号に規定する職場となった日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）が属する月において次号イ、ハ及びニに定める時間及び月数

ハ 特定期間の末日の翌日から一年の末日までの期間において次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一月について四十五時間

(2) 三十時間に当該期間の月数を乗じて得た時間

三 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い職場として教育委員会が定める職場に勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一月について百時間未満

ロ 一年について七百二十時間

ハ 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一月当たり
の平均時間について八十時間

ニ 一年のうち一月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六

月

4 教育委員会が、特例業務（大規模災害への対処、児童又は生徒の指導に関する緊急の措置その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものとして教育委員会が認めるものをいう。以下同じ。）に従事する職員又は教育委員会が定める期間及び場合において特例業務に従事していた職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限り、同項の規定は適用しない。

5 教育委員会は、前項の規定により、第三項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第三十一条中「第七条第一項及び第二項」を「第七条第一項から第五項まで」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2

平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第七条第三項第三号ハ（同項第二号ロに掲げる場合を含む。）の規定の適用については、同項第三号ハ中「五月の期間」とあるのは、「五月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東
京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎東京都議会議長訓令第二号

東京都議会議会局

東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都議会議長 尾崎 大介

第七条中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の勤務については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。）第7条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第22条中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日から平成32年3月31日までの間、この訓令による改正後の警視庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第6条第2項中「会計年度任用職員」とあるのは「一般職非常勤職員」とする。

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月 日

東京消防庁
消 防 総 監 村 上 研 一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(超過勤務) 第7条 [略] 2 前項の規定により勤務を命ずる場合については、 <u>規則第7条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する。</u> この場合において、同項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。	(超過勤務) 第7条 [同左] 2 前項の規定により勤務を命ずる場合については、 <u>規則第7条第1項の規定を準用する。</u> この場合において、同項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二及び第三十条第三項第二号中「第七条第一項」の下に「及び第三項から第五項まで」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を
次のように改正する。

第二条第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報
推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第 号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所
収 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年 月 日

東京都知事 小池 百合子

別表第一本庁の項中「都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室長」を削り、同表本庁行政機関及び地方行政機関の項中「担当部長（青少年・治安対策本部）」を「担当部長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。））」に、「青少年・治安対策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及

び中央卸売市場の」に、「青少年・治安対策本部の課長（総務課長を除く。）」を

「都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。）」

戦略政策情報推進本部の課長（総務課長を除く。）

住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の課長（総務課長を除く。）

「青少年・治安対策本部の担当課長」を

「都民安全推進本部の担当課長

戦略政策情報推進本部の担当課長

住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）の担当課長」

に、

「課長（青少年・治安対策本部、病院経営本部）」を「課長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）、病院経営本部）」に、「担当課長（青少年・治安対策本部）」を「担当課長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和32年4月東京消防庁訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月 日

東京消防庁
消 防 総 監 村 上 研 一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
第1条から第4条まで [略]			第1条から第4条まで [同左]		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織の区分	職	特別調整額の区分	組織の区分	職	特別調整額の区分
<u>各部及び対策本部</u>	[略]	[略]	<u>各部</u>	[同左]	[同左]
<u>消防学校から互助組合</u> <u>まで</u>	[略]	[略]	<u>消防学校から互助組合</u> <u>まで</u>	[同左]	[同左]
別表第2から別表第5まで [略]			別表第2から別表第5まで [同左]		
備考 表中の [] の記載は注記である。					

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則
地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日までに限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の九千二百四十」を「一万分の九千二十」に、「一万分の一万二千五百九十九」を「一万分の一万二千二百九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万」を「一万分の一万九千五百」に改め、同項第四号中「一万分の九千三百四十五」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千四百五十」を「一万分の九千」に、「一万分の一万六千」を「一万分の一万五千」に改め、同項第七号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同項第八号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千二百二十七・五」に改め、同項第九号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千二百七十五」に、「一万分の六千」を「一万分の五千五百」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万」を「一万分の一万九千五百」に改め、同項第二号中「一万分の九千三百四十五」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第三号中「一万分の九千四百五十」を「一万分の九千」に、「一万分の一万六千」を「一万分の一万五千」に改め、同項第四号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同項第五号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千二百二十七・五」に改め、同項第六号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千二百七十五」に、「一万分の六千」を「一万分の五千五百」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

別表2の部(5)の項中「都市整備局総務部技術管理課」を「都市整備局総務部企画技術課」に改め、「市街地整備事務所」の下に「住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課」を加え、同部(7)の項を削り、同表5の部(3)の項中「千二百円」を「千三百円」に改め、同表7の項を次のように改める。

7	船員勤務手当	林、小笠原支庁又は島しょ農 業、水産総合センタ―に所 属し、船舶法（昭和十二年 法律第百号）の適用を受け て内水、領海及び排他的 経済水域並びにそれによ る海域として航行する船舶 常時、乗船勤務する職員 が、当該勤務に従事したと	船長等 日額二千 六百十円 その他の船 員日額二千 二百三十円	(ア) び領海とは、領海及 び接続水域に關する 法律（昭和五十二年 法律第三十号）第一 条第一項に規定する 海域を、排他的經濟 水域とは、排他的經濟 水域及び大陸棚に關 する法律第七十四号） 年關する法律第七十四号）
---	--------	--	--	---

9	の よう に 改 め る 。 別 表 8 の 部 (1) の 項 中 「 都 市 整 備 局 に 」 を 「 住 宅 政 策 本 部 に 」 に 改 め 、 同 表 9 の 項 を 次	
特 税 別 務 手 事 務 当 務		
(1) 従 掲 専 事 げ ら 都 し る 従 税 た も 事 の と き が 賦 課 。 当 員 徴 収 該 業 、 事 務 次 務 に に		き。
に 四 日 困 十 額 難 円 で (四 あ 特 百		
		(イ) を 義 舶 域 者 員 号 五 縦 職 す 第 い 務 に 等 で の) 十 者 員 船 る 一 う 付 乗 に 、 欄 別 八 法 及 長 海 条 。 け り 応 船 に 表 年 施 び 等 域 第 ら 組 じ 舶 掲 第 政 行 小 と を 二 れ む て の げ 一 令 令 型 は い 項 る こ 当 航 ら 船 第 (船 、 う に も と 該 行 れ 舶 十 昭 舶 船 。 規 の が 船 区 た 職 三 和 操 舶 定

別表 10 の項中「（担当する実技の訓練時間数が、所定の訓練期間中にその者が担当する学科及び実技の訓練時間数の二分の一に満たない場合又は担当する学科及び実技の訓練時間数とそれらに付随する勤務に従事する時間数との合計が、所定の訓練期間中におけるその者の勤務時間数の二分の一に満たない場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

	(2) 支庁に所属する職員 （総務局長が指定する者 に限る。）	ると総務局長が定める業務に従事した場合には、 あつては、 六百四十 円） 六十円 三百

2

施行日前にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十
 二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め
 る。

別表第一 5の部を次のように改める。

5	船員勤務手当	東京都立大 島海洋国際高 等学校の実習 船に乗船する 職員のうち、船 員法（昭和二十 二年法律第百 号）の適用を受 ける者が、当該	ア 水産実習の指導に従 事しないとき。 船長等 日 額 二千六百十円 その他の職員 日 額 二千二百三十円 イ 水産実習の指導に従 事するとき。 船長等 日	船長等とは、 船舶職員及び小 型船舶操縦者法 施行令（昭和五 十八年政令第十 三号）別表第一 船舶職員の欄に 掲げられた者 で、実習船（大
---	--------	---	--	---

	実習船の航行等に係る業務に従事したとき。	
	額 二千八百八十円 その他の職員 日 額 二千五百円	
		島丸)の航行区域等に応じて当該船舶に乗り組むことが義務付けられているものをいう。

別表第一 13 の部 (4) の項中「四千円」を「三千円」に改める。
 別表第二 (4) の項 週休日等の欄及びその他の日の欄中「四時間以上」を「三時間以上」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日

以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当に関する措置)

3 この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則別表第一

13の部(4)の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成三十四年三月三十一日までの間にあっては、同項中「日額 三千円」とあるのは、

「ア 指導業務に従事した時間が三時間以上四時間未満の場合 日額 三千円

イ 指導業務に従事した時間が四時間以上の場合 日額 四千円」

とする。

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

別表2の項を次のように改める。

2	船員勤務手当	東京都立大 島海洋国際高 等学校の実習 船に乗船する 職員のうち、船 員法（昭和二十 二年法律第百 号）の適用を受	ア 水産実習の指導に従 事しないとき。 船長等 額 二千六百十円 日 その他の職員 額 二千二百三十円 日 イ 水産実習の指導に従 事するとき。	船長等とは、 船舶職員及び小 型船舶操縦者法 施行令（昭和五 十八年政令第十 三号）別表第一 船舶職員の欄に 掲げられた者
---	--------	--	---	--

附 則

		けるものが、当該実習船の航行等に係る業務に従事したとき。	
		船長等 額 二千八百八十円 その他の職員 額 二千五百円	日
			で、実習船（大島丸）の航行区域等に応じて当該船舶に乗り組むことが義務付けられているものをいう。

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の東京都教育委員会職員の特務勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特務勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
警視庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）
の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

別表1の部(1)の項ア中「従事した」の下に「組織犯罪対策総務課、」を加え、同表9の部(2)の項ア中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改め、同表11の項手当額の欄中「二千七百四十円」を「三千二百円」に、「千三百七十円」を「千六百元」に改め、同項摘要の欄ウ中「三人」を「四人」に、「四人」を「五人」に改め、同表12の項手当額の欄中「七百元」を「六百七十円」に改め、同表24の部(1)の項中「五級」を「四級」に改め、同部(2)の項中「四級」を「三級」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は平成三十一年九月一日から施行する。公布の日から、別表9の部(2)の項アの改正規定は平成三十一年九月一日から施行す

る。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にかつたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京消防庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京消防庁職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年九月一日から施行する。